

7. 帳簿の記載は義務

特定事業者は、主務省令で定められた必要事項を帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません(法第38条)。

【帳簿の記載事項】

1	再商品化義務量	
2	義務量を算定する際に用いた排出見込量	
3	利用者	当該年度の特定容器の利用見込量 ①販売した商品に用いた特定容器包装の量(前事業年度) ②販売する商品に用いる特定容器包装の見込量(特定容器包装の利用を開始する時または終了する時) ③(初年度に商品に用いた特定容器包装の量/初年度商品販売月数)×1.2(特定容器包装の利用を開始した年度の次年度の場合または次年度において次年度の実績量が確定していない場合)
	製造等事業者	当該年度の特定容器の販売見込量 ①販売した特定容器の量(前事業年度) ②販売する特定容器の見込量(特定容器の製造等を開始する時または終了する時) ③(初年度に販売した特定容器の量/初年度商品販売月数)×1.2(特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合または次年度において次年度の実績量が確定していない場合)
4	2の排出見込量を自主算定した場合	①自ら回収または他者への委託により回収する特定容器で主務大臣が定めるところにより算出される量 ②容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算出される量
5	利用者	特定容器を用いた商品を輸出している場合 ①特定容器の種類 ②特定容器の量 ③特定容器を用いた商品の輸出先
	製造等事業者	特定容器を輸出している場合 ①特定容器の種類 ②特定容器の量 ③特定容器の輸出先
6	自主回収の認定を受けている場合	①認定を受けた特定容器の種類 ②認定を受けた特定容器の量 ③認定を受けた特定容器の回収方法
7	排出見込量を自主算定した場合	①自ら回収した特定容器の種類、回収方法 ②他の者に委託して回収した特定容器の種類、回収方法
8	指定法人と再商品化契約を締結する場合の再商品化契約事項	①再商品化契約を締結した年月日 ②再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ③再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限およびこれを支払った年月日

◆帳簿の記載例については http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_law/index.html
ガイドライン「**帳簿の記載例**」を参照してください。